(ヲ)	外壁を建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロに係る認定書の写し
(ワ)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の四第一号ロの認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の四第一号ロに係る認定書の写し
(カ)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し
(ヨ)	防火設備を建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)に係る認定書の写し
(タ)	増築又は改築に係る部分を建築基準法施行令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定を受けたものとする畜舎等	建築基準法施行令第百三十七条の十一第一号イ(2)に係る認定書の写し

別表第六（第六十四条関係）

特定主要構造部を建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号に該当するものに限る。）	一　建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の四第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

別表第九（第七十二条関係）

(い)	(ろ)		
	図書の種類	(一)・(二)	(三)
(略)	(略)	(略)	(略)
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	(略)

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

別表第六（第六十四条関係）

主要構造部を建築基準法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする畜舎等（建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号に該当するものに限る。）	一　建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該畜舎等の開口部が建築基準法施行令第百八条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあっては、当該検証をした際の計算書

別表第九（第七十二条関係）

(い)	(ろ)		
	図書の種類	(一)・(二)	(三)
(略)	(略)	(略)	(略)
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	(略)	第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	(略)